

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 福知山市字篠尾小字長ヶ坪1-15-11		平成23年12月2日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日本交通株式会社 代表取締役 澤 志郎 電話 0773-22-3001					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	行政当局の指導に従い、経費の節減を進め、エコへの意識を高める。						
計画を推進するための体制	毎月の営業会議を通して周知の徹底を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,893.6 トン	3,132.0 トン	3,132.0 トン	3,132.0 トン	-19.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,164.5 トン	3,132.0 トン	3,132.0 トン	3,132.0 トン	-1.0 パーセント	
目標の根拠	エコへの意識を高めると同時に3カ年平均マイナス1%の省エネに努める。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離:千km/100)	63.30	50.92	50.92	50.92	-19.59 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	走行距離を伸ばすことに努力したい。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		0.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ、環境意識の向上。省エネの実現に向けた取り組みを行う。(アイドリングストップの徹底、冷暖房の温度管理)					
	(24)年度	省エネ、環境意識の向上。省エネの実現に向けた取り組みを行う。(アイドリングストップの徹底、冷暖房の温度管理)					
	(25)年度	省エネ、環境意識の向上。省エネの実現に向けた取り組みを行う。(アイドリングストップの徹底、冷暖房の温度管理)					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし					
	上記の措置を採用する理由	今後検討していきたい。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	分別によるリサイクルを徹底し、廃棄物の削減を図る。						
特記事項	特になし						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。